

2019年8月吉日

お客様各位

株式会社 日新
国際営業第一部
大阪営業第二部国際課

インド税関発表の“Sea Cargo Manifest & Transhipment Regulation:SCMT”への対応

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

この度インド税関は各船社に対し、インド発着及びインドの各港を経由する貨物を対象に、マニフェストデータの提出内容に関する通達を行いました。

インドへ輸出予定のお客様には、船社がマニフェスト提出に必要な情報のご提供にご協力をお願いし、下記内容のB/L必須記載事項を遵守願います。

下記必要情報がB/Lに記載できない場合には、現地での貨物引渡の遅れ、それに伴う追加費用が発生する可能性もございますので、十分ご注意ください。

何卒ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

適用開始日：即日（インド発着日ベースで2019年10月31日迄は猶予期間となり、以降は厳格実施となります。猶予期間中はペナルティー等の発生は御座いません。）

対象貨物：インド発着貨物およびインド各港経由するFCL/LCL貨物

記載事項： **1. HS CODE** （統計品目番号6桁）

2. CONSIGNEE および NOTIFY PARTY の PAN ナンバー*

(*PERMANENT ACCOUNT NUMBER: インド納税者番号)

NOTIFY が Same as Consignee の場合は CONSIGNEE 欄に PAN ナンバーを記載。

CONSIGNEE が To Order ~ の場合は、NOTIFY 欄に PAN ナンバーを記載。

IEC / GST No. / 輸入者の連絡先・email アドレスの記載は今まで通り必須記載事項です。

《本件に関する問い合わせ先》

国際営業第一部 複合輸送一課 TEL:03-3238-6576

大阪営業第二部 国際課 TEL:06-6228-4557

以上